

令和5年6月30日

公益社団法人埼玉県農林公社

(埼玉県農地中間管理機構)

理事長 小 畑 幹 様

埼玉県農地中間管理事業評価委員会

会 長 小 倉 和 夫 

農地中間管理事業に係る令和4年度の評価について

標記について、評価委員会を開催しましたので、その結果を、別添のとおり通知します。

令和5年度の農地中間管理事業の推進にあたっては、これを踏まえ、適切かつ効果的に実施するよう期待します。

評価委員会結果

1 評 価

令和4年度の借入及び転貸実績は、コロナウィルス感染拡大防止のため、地域での説明会の中止や延期があった中で、目標面積を下回ったものの認定農業者等への担い手への新規集積面積が増加したことは、これまでの埼玉県機構での取組の特徴である、一定の地域を対象とした取組や、水田地域での貸借条件の統一による農地の集約が進んだと思われるので評価できる。

2 意 見

- (1) 法改正により令和4年度末で公募が終了したが、令和5年度以降も受け手である担い手ニーズの把握に努めて頂きたい。
- (2) 農家の子弟以外が新規就農する場合、就農後の数年間は技術や資金不足により離農するリスクが高いことから、普及指導員による技術支援や無利子の制度資金や就農準備資金・経営開始資金等の給付金を活用するなどして、リスクの軽減に努めて頂きたい。
- (3) 令和5年度は畑作地域での農地中間管理事業の推進を取組方針として掲げているが、他県での優良事例の紹介とともに、作物転換を図る場合は技術的支援もセットで行って頂きたい。
- (4) 農業経営基盤強化促進法等の法改正に伴い、市町村の地域計画策定が進んでくると、農地中間管理事業による貸借・農作業受託が増加する事が見込まれる。
また、完全移行となる令和7年度の事業規模推計を行い、県と相談の上、機構の人員体制及び市町村に委託業務費を確保して頂きたい。
- (5) 担い手が所有者不明農地の貸借を希望した場合に、スムーズに農地中間管理事業で貸借が実施出来るよう、各農業委員会と連携を深めて頂きたい。
- (6) 遊休農地解消事業を活用し、地権者の負担を軽減した遊休農地の解消による農地の集約化を進め、新規就農者等への集積を進めて頂きたい。
- (7) 令和7年度に、農業経営基盤強化促進法による貸借が農地中間管理事業に一本化するが、農地所有者及び担い手への広報が不十分なこともあり、理解が進んでいないと感じている。今後、制度改正の周知について、より一層しっかりと行って頂きたい。
- (8) FM放送を活用した広報は、若い担い手及び新規就農希望者への刺激となることから、継続して実施して頂きたい。